

別紙

諮問第663号

答 申

1 審査会の結論

「事実確認調査報告書指摘事項への対応について」外3件を開示とした決定及び「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る情報提供」外3件を一部開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇に対する虐待に関する通報の件に関する一切の情報」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成30年4月6日付けで行った開示決定及び一部開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

本件審査請求の理由を要約すると、以下のとおりである。

ア 保有個人情報一部開示決定について

(ア) 平成〇年〇月〇日付事務連絡「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る情報提供」について

一部非開示の根拠は、条例16条1号及び2号とされた。

なお、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「法」という。）18条は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない、とされている。

しかし、これらの全部又は一部を開示することが、当該通報又は届出をした者

を特定させたり、特定の個人を識別することになることには必ずしもならない。

また、非開示部分の全てが、「個人に関する情報」に該当するとは必ずしも言えない。

(イ) 「平成〇年〇月〇日付〇〇第〇号 事実確認調査報告書について（通知）」について

非開示部分は、「3 その他、調査過程でわかった適切ではない対応等について」のうち、通報日時・通報者・職員の性別とされており、その根拠は条例16条2号とされた。

しかし、これらの全部又は一部を開示することが、特定の個人を識別することになることには必ずしもならない。

なお、〇〇区から開示された同文書によれば、東京都から開示された文書に、空白部分（白色でマスキングがなされていると解される箇所）が、少なくとも、4ページに2か所、6ページに1か所あり、これらは黒塗りとされておらず、また、上記の非開示部分とされていないと解され、開示されるべきものである。なお、空白部分については、白色であることなどから請求人において特定することができない場合もあり得、空白部分は必ずしも上記各箇所に限られるものではなく、それは、以下においても同様である。

また、全ての情報につき、ページそのものが開示されていないということもあり得、その場合には当該ページが開示されるべきであることを付言する。東京都は、全ての情報につき、上記の空白部分及びページにつき、該当し得るものを全て具体的に明らかにすべきである。

(ウ) 「平成〇年〇月〇日付〇〇第〇号 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る報告」について

一部非開示の根拠は、「3 虐待の種別、内容及び発生要因」の職員名につき、条例16条6号ホ、「4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種」につき条例16条2号及び6号ホとされた。

しかし、非開示部分の全部を非開示とする合理的な根拠は示されていない。

また、6号ホについては、本件において、非開示部分が開示されることで、〇

○区が当該職員に対して行う可能性がある人事上の処分等に影響を及ぼすおそれ
が具体的かつ客観的に明らかになったものとなっていない。

なお、そもそも、同ホは「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の
確保に支障を及ぼすおそれ」とされており、これは、行政機関の保有する個人情
報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）14条7号ニと同趣旨の規定であ
る。そして、同ニは、人事管理（職員の任免、懲戒、給与研修その他職員の身分
や能力等の管理に関する事）に係る事務に関する情報の中には、勤務評定や人
事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保
が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とする趣旨と解
される。上記非開示部分は、当該職員に関する情報であり、勤務評定や人事異動、
昇格等の人事構想等の、人事管理に関する情報に当たらない。

なお、○○区長が請求人の自己情報等開示請求に対して開示した当該文書では、
3枚目の「4」の欄の「（資格を有する者についてはその資格及び職名、その他
の者については職名及び職務内容）」の箇所は開示されているが、本件では開示
されておらず、本件においても開示されるべきである。

また、上記非開示部分につき、非開示となっている職員は○○職員であり、そ
のことは、これまで、東京都及び○○区とのやり取りや、○○区の自己情報開示
の結果からも明らかであり、開示されるべきである。

(エ) 事実確認、訪問調査メモ（○○区立○○）について

同文書は一部非開示となっており、非開示部分は、1ページの5行目一部、1
ページ「1訪問の目的・趣旨の説明・確認」の2行目一部とされており、その根
拠は条例16条2号とされている。

しかし、非開示部分の全部を非開示とする合理的な根拠は示されていない。

なお、○○区長が請求人の自己情報等開示請求に対して開示した当該文書では、
2枚目の「26」の回答より下の箇所が全て黒塗りとなっており、また、6ページ
までであるが、本件で開示された文書では、2枚目の「26」より下の箇所が黒塗り
になっておらず、ページ数も2ページまでであり、「26」の回答までしかないか
のような文書となっている。2枚目の「26」の回答より下の箇所（少なくとも6
ページまで）は開示されるべきである。

イ 保有個人情報開示決定について

(ア) 「平成〇年〇月〇日付〇〇第〇号 事実確認調査報告書指摘事項への対応について」について

〇〇区から開示された同文書の内容等から、2ページ、4ページ、9ページに空白部分があり、また、9ページと10ページの間が開示されていないページがある。

なお、このページには、「平成 年度 個別支援計画のまとめ 前期」という表題の文書を含む。

ページの開示をせず、全部開示したとしているならば、それは誤りであると言わざるを得ない。

また、〇〇区から開示された同文書では、東京都から開示された文書の2ページ（「②」）、4ページの5行目以下の箇所が開示されていることを付言する。

(イ) 「平成〇年〇月〇日付〇〇第〇号 障害者虐待の再発防止等に係る運営指導の実施について」について

〇〇区から開示された文書の黒塗り部分の一部が空白部分となっている。

また、〇〇区から開示された同文書では、東京都から開示された文書の2ページの14の行の2行下の行、二つ目の4の行のすぐ下の3行の数字（5、6、7）は開示されていることを付言する。

(ウ) 「平成〇年〇月〇日付〇〇第〇号 障害者虐待の再発防止等に係る報告について」について

〇〇区から開示された文書の黒塗り部分の一部が空白部分となっている。

また、同文書の内容等によれば、24ページと25ページの間、25ページの後に開示されていないページがある。

加えて、〇〇区から開示された同文書では、東京都から開示された文書の2ページの（8）の行のすぐ上の3行は開示されていることを付言する。

ウ 各決定について

(ア) 少なくとも以下の点から、開示された文書に含まれていない文書で、開示請求の対象となるものの存在が強く窺われ、それらは全て開示されるべきである。

(イ) 東京都は、虐待の通報を受けて、〇〇区に対し、聴き取りなどの調査をしたのであり、本件において開示されている情報では、請求人が問題としている盗難の内容は何ら明らかとなっておらず、また、〇〇区が述べる調査の内容の検証が果たされているともいえない。〇〇区が行ったとする同盗難に関する調査の結果も開示されていない。

(ウ) 虐待の申出があったときは、少なくとも、相談・通報・届出受付票、情報共有・協議票、事実確認準備票、面接調査票、各種書類確認票、施設・事業所の状況把握・点検票、事実確認結果調査報告書、虐待対応ケース会議記録・計画書（１）（２）～判断会議用、虐待対応評価会議記録票、アセスメント要約票、虐待対応ケース会議記録・計画書（１）（２）の作成が考えられるものである。それらと比較して、これまでに開示された文書はあまりに僅少であり、未開示の文書の存在が強く窺われる。

(エ) そもそも、〇〇は、本件につき職員への聞き取りを行ったと述べているが、その記録は全く開示されていない。

また、平成〇年の個別支援計画で片付けにつき記載された経緯を示す情報が開示されていない。

加えて、平成〇年〇月に請求人の〇〇と〇〇が〇〇で職員と面談したが、それに関するものも開示されていない。

(オ) 〇〇に関する東京都福祉サービス第三者評価における記述にも示されているとおり、利用者の毎日の状況が支援計画実施表などに記録されているものである。

また、〇〇に関する東京都福祉サービス第三者評価における記述にも示されているとおり、朝礼、終礼での周知内容が、その共有のため何らかの形で作成、

保存されてしかるべきである。

上記の各情報も、東京都に提出されていることが考えられ、開示されるべきである。

(カ) ○○に関する東京都福祉サービス第三者評価においても、個別支援計画や面談記録等の個人記録は職員ポータルで職員が閲覧できるようになっているなど、利用者に関する個々の記録が存在してしかるべきであり、開示されるべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件審査請求に対する実施機関の説明を要約すると、以下のとおりである。

(1) 非開示理由について

ア 「平成○年○月○日付事務連絡 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る情報提供」中「受付等」欄の「受付日時」、「来庁等」、「通報（届出）者に関する事項」欄、「虐待の内容・対応等」欄の「虐待の内容（疑いを含む）及び発生要因」、「通報者及び本人の意向等」及び「処理経過」1段目の「年・月・日」について

法18条は「…（略）…当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする」と規定している。該当箇所は、開示を行うことで通報者を特定させるおそれがあり、法18条により開示することができない情報であるため、条例16条1号に該当する。

また、該当箇所は、障害者虐待の通報内容に関する事項であり、開示することにより虐待通報に係る事務に関し、評価、判断等事務の過程が明らかになり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。さらに、当該事案の当事者による個人情報開示請求があった場合に第三者に公表されうるとなれば、通報者との信頼関係を損ない、障害者虐待の通報に係る事実関係の把握を困難にするなど、今後の同種の事務における適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、条例16条6号

にも該当することを追加する。

イ 「平成○年○月○日付事務連絡 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る情報提供」中「従事者に関する事項」欄の従事者の性別について

該当箇所は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、条例16条2号に該当する。

また、該当箇所は、障害者虐待の通報内容に関する事項であり、開示することにより虐待通報に係る事務に関し、評価、判断等事務の過程が明らかになり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。さらに、当該事案の当事者による個人情報開示請求があった場合に第三者に公表されうるとなれば、通報者との信頼関係を損ない、障害者虐待の通報に係る事実関係の把握を困難にするなど、今後の同種の事務における適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、条例16条6号にも該当することを追加する。

ウ 「平成○年○月○日付○○第○号 事実確認調査報告書について（通知）」中「3 その他、調査過程でわかった適切ではない対応等について」のうち、通報日時、通報者及び職員の性別について

該当箇所は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、条例16条2号に該当する。

また、該当箇所は、障害者虐待の通報内容に関する事項であり、開示することにより虐待通報に係る事務に関し、評価、判断等事務の過程が明らかになり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。さらに、当該事案の当事者による個人情報開示請求があった場合に第三者に公表されうるとなれば、通報者との信頼関係を損ない、障害者虐待の通報に係る事実関係の把握を困難にするなど、今後の同種の事務における適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、条例16条6号にも該当することを追加する。

エ 「平成〇年〇月〇日付〇〇第〇号 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る報告」のうち、「3 虐待の種別、内容及び発生要因」の職員名について

該当箇所は、法に基づく虐待を行った職員に関する事項であり、他の一般的行政実務に係る職員に関する事項とは異なり、より慎重を期して扱われるべき情報、すなわち情報の特殊性が高いといえ、そのような特殊な情報を第三者に公表することは当該職員個人に対して社会的制裁が加えられるおそれがあり、区の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

また、虐待と判断された場合に第三者に公表されるおそれがあるとなれば、虐待通報のあった当該事業所において、虐待と判断されることを恐れ、自治体による虐待の事実確認調査において、当該事業所の職員が、虚偽の証言をする等の重大な事態を招く危険性も孕んでいる。これは、法19条に基づく市町村の事務の適正な遂行に支障をきたすことであり、条例16条6号に該当する。

オ 「平成〇年〇月〇日付〇〇第〇号 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る報告」のうち、「4 虐待を行った障害福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種」について

該当箇所は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、条例16条2号に該当する。

また、該当箇所は、法に基づく虐待を行った職員に関する事項であり、他の一般的行政実務に係る職員に関する事項とは異なり、より慎重を期して扱われるべき情報、すなわち情報の特殊性が高いといえ、そのような特殊な情報を第三者に公表することは、当該職員個人に対して社会的制裁が加えられるおそれがあり、区の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、虐待と判断された場合に第三者に公表されるおそれがあるとなれば、虐待通報のあった当該事業所において、虐待と判断されることを恐れ、自治体による虐待の事実確認調査において、当該事業所の職員が、虚偽の証言をする等の重大な事態を招く危険性も孕んでいる。これは、法19条に基づく市町村の事務の適正な遂

行に支障をきたすことであり、条例16条6号に該当する。

カ 「事実確認、訪問調査メモ（〇〇区立〇〇）」中1ページの5行目の一部、1ページ「1 訪問の目的・趣旨の説明・確認」の2行目の一部及び2ページ下部から6ページまでについて

該当箇所は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、条例16条2号に該当する。

また、該当箇所は、相談内容に関する事項であり、開示することにより相談に係る事務に関し、評価、判断等事務の過程が明らかになり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、当該事案の当事者による個人情報開示請求があった場合に第三者に公表されるとなれば、関係者との信頼関係を損ない、事実関係の把握を困難にするなど、今後の同種の事務における適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に該当する。

キ 「〇〇に対する虐待に関する通報の件に関する一切の情報」に該当する情報について

該当箇所は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、条例16条2号に該当する。

また、該当箇所は、相談内容に関する事項であり、開示することにより相談に係る事務に関し、評価、判断等事務の過程が明らかになり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、当該事案の当事者による個人情報開示請求があった場合に第三者に公表されるとなれば、関係者との信頼関係を損ない、事実関係の把握を困難にするなど、今後の同種の事務における適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に該当する。

(2) 開示文書に係る開示対象外の取扱い

東京都保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱（平成3年9月25日付3情都情第193号）において、「第3 自己の保有個人情報の開示事務」の「6 保有個人情報の開示の方法」のうち「(4) 開示する場合の注意事項」では、「開示請求に係る保有個人情報に、非開示情報に係る部分がある場合は、当該部分を黒色で塗りつぶす等の処理をした上で、開示するものとする。開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書に、当該保有個人情報以外の記載部分がある場合は、当該部分を白色で塗りつぶして枠で囲み、当該部分は、開示請求者の保有個人情報ではない旨明記する等の処理をした上で、開示するものとする。」との記載がある。

開示文書に係る開示対象外の該当箇所については、本件開示請求に係る保有個人情報以外の記載であるため、白色で塗りつぶして開示したが、当該部分を枠で囲み、当該部分は開示請求者の保有個人情報ではない旨明記する等の処理を行っていなかった。当該部分については、審査請求人は反論書において、当該部分が対象外と判断される場合には交付を希望する旨述べているため、当該部分が対象外と判断された場合には、該当箇所を訂正の上、手交する。

(3) 対象保有個人情報の特定について

審査請求人は、審査請求書等において、本件処分について、本件開示請求に係る対象保有個人情報の特定が不十分である旨主張している。

このことに関し、実施機関は原処分に加え、令和元年5月29日付保有個人情報一部開示決定処分及び保有個人情報非開示決定処分を行った。本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報は、これらの処分に係るものが全てである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 9月26日	諮問
令和 元年 6月17日	実施機関から理由説明書收受
令和 元年11月22日	新規概要説明（第199回第二部会）
令和 元年12月23日	審議（第200回第二部会）
令和 2年 1月24日	審議（第201回第二部会）
令和 2年 2月 3日	実施機関から理由補充説明書收受
令和 2年 2月21日	審議（第202回第二部会）
令和 2年 7月17日	審議（第203回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに審査請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

ア 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等に係る事務について

法は、第3章において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等」を設け、次のとおり規定している。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者には、法16条1項において、区市町村への通報が義務付けられている。当該通報があった場合について、法17条及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成24年厚生労働省令第132号。以下「法施行規則」という。）2条は、区市町村は当該通報に係る事実の確認を行った結果、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた場合には、同条各号に掲

げる事項を障害者福祉施設等の所在地の都道府県に報告しなければならない旨を規定している。

また、法36条1項は、都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局等において、都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにする旨を定めており、同条2項2号は、その業務として、法の規定により区市町村が行う措置の実施に関し、区市町村相互の連絡調整、区市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うことと規定している。

イ 本件非開示情報及び審査会の審議事項について

本件開示請求の趣旨は、審査請求人に対する虐待について行われた通報（以下「本件虐待通報」という。）に係る情報の開示を求めるものである。

実施機関は、原処分において、本件開示請求に対し、別表1の1から8までに掲げる情報を対象保有個人情報として特定し、このうち対象保有個人情報1から4までについて開示決定を行った。併せて、対象保有個人情報5から8までのうち別表2に掲げる本件非開示情報1から6までについて、それぞれ同表の非開示条項に該当するとして、当該各部分を非開示とする一部開示決定を行った。

また、実施機関は、当審査会への諮問後に、令和元年5月29日付けで本件対象保有個人情報8が記載された公文書において本件開示請求に係る保有個人情報以外の記載部分としていた部分及び別表1に掲げる本件対象保有個人情報9を追加で特定し、別表2に掲げる本件非開示情報7及び8について、それぞれ同表の非開示条項に該当するとして、一部開示決定（以下「本件追加処分1」という。）及び非開示決定（以下「本件追加処分2」という。）を行った。

審査請求人は、審査請求書等において対象保有個人情報の特定が不十分である旨主張し、その開示も求めていることから、審査会は、原処分の妥当性に加え、本件追加処分1及び2において追加で特定された対象保有個人情報における非開示情報の非開示妥当性についても、併せて判断する。

ウ 条例の定めについて

条例16条1号は、「法令等の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示等により、開示することが

できないと認められる情報」を非開示情報としている。

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までに関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても当該情報を開示しなければならない旨規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 対象保有個人情報の特定について

審査請求人は、本件対象保有個人情報1、2、4、6及び8が記録された公文書に含まれる本件開示請求に係る保有個人情報以外の記載部分（以下「本件対象外部分」という。）について、その全部が審査請求人に関する情報である旨及び、本件対象保有個人情報1から8まで以外に本件開示請求の対象となるものの存在が窺われる旨を主張する。

これに対し、実施機関は、審査請求を受け、改めて対象保有個人情報の探索をし、本件追加処分1及び2を行ったと説明する。

審査会が見分したところ、本件対象外部分には、本件追加処分1で対象保有個

人情報として特定された部分を除き、本件開示請求に係る保有個人情報は記載されていないことが確認された。

また、審査請求人は、本件対象保有個人情報以外にも〇〇区から都に提出された文書や、本件虐待通報について都としての調査や検討に関する情報が存在するはずであると主張する。しかし、法16条及び17条において、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待については、区市町村において通報の受付を行い、区市町村は事実確認の結果を都へ報告する仕組みとなっており、審査会が見分したところ、区市町村から都へ報告しなければならない事項として法施行規則2条各号に定められている事項については、本件対象保有個人情報7において漏れなく報告されている。

加えて、審査会が実施機関に再度の探索をさせたところ、実施機関において、本件対象保有個人情報1から9までのほかに、本件開示請求に係る保有個人情報は存在しないことが確認された。

これらのことを考慮すると、原処分において、本件対象保有個人情報8及び9について、本件開示請求に係る保有個人情報として特定すべき情報を対象外としていたが、本件追加処分1及び2をもって本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報は全て特定されているとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、本件対象保有個人情報1から9までのほかに、本件開示請求に該当する保有個人情報の存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、本件開示請求に対し、実施機関が本件対象保有個人情報1から9までを特定したことは妥当である。

オ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1から3までについて

審査会が見分したところ、本件非開示情報1から3までには、本件虐待通報の受付日時及び経路、通報者に関する事項、通報内容、通報において虐待の疑いがある従事者の性別等が記載されている。

前記アに記載のとおり、都は、通報を受けた区市町村からの報告によって障害者虐待に係る事実関係を把握する仕組みとなっていることを踏まえると、これらの情報を開示することにより、他者に明らかにしないことを前提として受け付け

た通報の内容が明らかになり、その結果、通報者との信頼関係が損なわれ、通報が躊躇されることで、都における障害者虐待に係る事実関係の把握が困難になるなど、今後の障害者虐待に係る通報等に関する業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1から3までは、条例16条6号に該当し、同条1号又は2号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報4及び5について

審査会が見分したところ、本件非開示情報4及び5には、〇〇区が実施した本件虐待通報の事実確認調査において虐待を行ったとされた障害者福祉施設の職員の氏名、年齢、職名等が記載されている。

障害者福祉施設従事者等による虐待が疑われる事案に係る通報があった場合、区市町村が当該通報に係る事実の確認を行った結果、虐待の事実が認められた場合には、法17条に基づき、都道府県に報告することとされている。

また、法36条1項2号において、都は区市町村が行う措置の実施に関し、区市町村に対する情報の提供、助言、その他必要な援助を行うこととされている。

これらのことを踏まえると、虐待を行った職員が特定される情報を開示することにより、虐待通報のあった事業所の職員が虐待と判断されることを恐れ、区市町村又は都の行う事実確認調査等において、必要な調査に関する協力が得られなくなるなど正確な事実の把握を困難にし、障害者虐待の防止に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報4及び5は、条例16条6号に該当し、同条2号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報6から8までについて

審査会が見分したところ、本件非開示情報6から8までには、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されているため、条例16条2号本文に該当する。

また、その内容及び性質から同号ただし書きイ、ロ及びハのいずれにも該当しないものと認められるので、同条6号該当性について判断するまでもなく、非開示

が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表1 本件対象保有個人情報

1	平成〇年〇月〇日付〇〇第〇号 事実確認調査報告書指摘事項への対応について
2	平成〇年〇月〇日付〇〇第〇号 障害者虐待の再発防止等に係る運営指導の実施について
3	平成〇年〇月〇日付〇〇第〇号 障害者虐待の再発防止等に係る報告について
4	平成〇年〇月〇日付〇〇第〇号 障害者虐待の再発防止等に係る報告について
5	平成〇年〇月〇日付事務連絡 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る情報提供
6	平成〇年〇月〇日付〇〇第〇号 事実確認調査報告書について（通知）
7	平成〇年〇月〇日付〇〇第〇号 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る報告
8	事実確認、訪問調査メモ（〇〇区立〇〇）
9	「〇〇に対する虐待に関する通報の件に関する一切の情報」に該当する情報

別表2 本件開示請求に対する非開示情報及び非開示部分、非開示条項

本件 非開示 情報	本件対象 保有個人 情報	非開示部分	非開示条項
1	5	「受付等」欄の「受付日時」、「来庁等」	条例16条1号 及び6号
		「通報（届出）者に関する事項」欄	
		「虐待の内容・対応等」欄の「虐待の内容（疑いを含む）及び発生要因」、「通報者及び本人の意向等」	
		「処理経過」1段目の「年・月・日」	
2		「従事者に関する事項」欄の従事者の性別	条例16条2号 及び6号
3	6	「3その他、調査過程でわかった適切ではない対応等について」のうち、通報日時、通報者、職員の性別	条例16条2号 及び6号
4	7	「3虐待の種別、内容及び発生要因」の職員名	条例16条6号
5		「4虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種」	条例16条2号 及び6号
6	8	1ページの5行目一部	条例16条2号 及び6号
		1ページ「1訪問の目的・趣旨の説明・確認」の2行目一部	
7		2ページ下部から6ページまで	条例16条2号 及び6号
8	9	全部	条例16条2号 及び6号